

広告募集案内（施設広告掲出仕様書）

広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	市内子育て世代関連施設における広告掲載やチラシの配架
広告掲出場所概要	市内子育て関連施設 18 か所（保育所 8 園、児童館 6 館、子育て支援センター 3 館、保健福祉センター 1 館）の壁面に撤去可能な素材で作成した広告の設置やチラシの配架
	☑屋外広告物には該当しません。 ☐屋外広告物に該当します。
利用者層等	各施設の利用者（詳細は施設写真の説明文参照）
規格等	ポスター及びチラシ
広告掲出期間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日 ※ 1 か月単位で申し込み可。開始日が閉館日等の場合、翌開館日等とする。
備 考	

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	広告料(1 枠、税込)
(1)保育所玄関ドア等 (2)児童館玄関横・遊戯室内 (3)子育て支援センター壁面等 (4)保健福祉センター壁面等	広告：A2 サイズまで チラシ：A4 サイズまで (A3 二つ折り等可)	広告：28 枠 チラシ：25 枠程度 (チラシ設置可能施設は施設写真の説明文中★印)	2,000 円/月

※ 掲出場所の配置については尾張旭市が決定します。

■広告掲載に関する条件

- ・ 尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準を遵守してください。

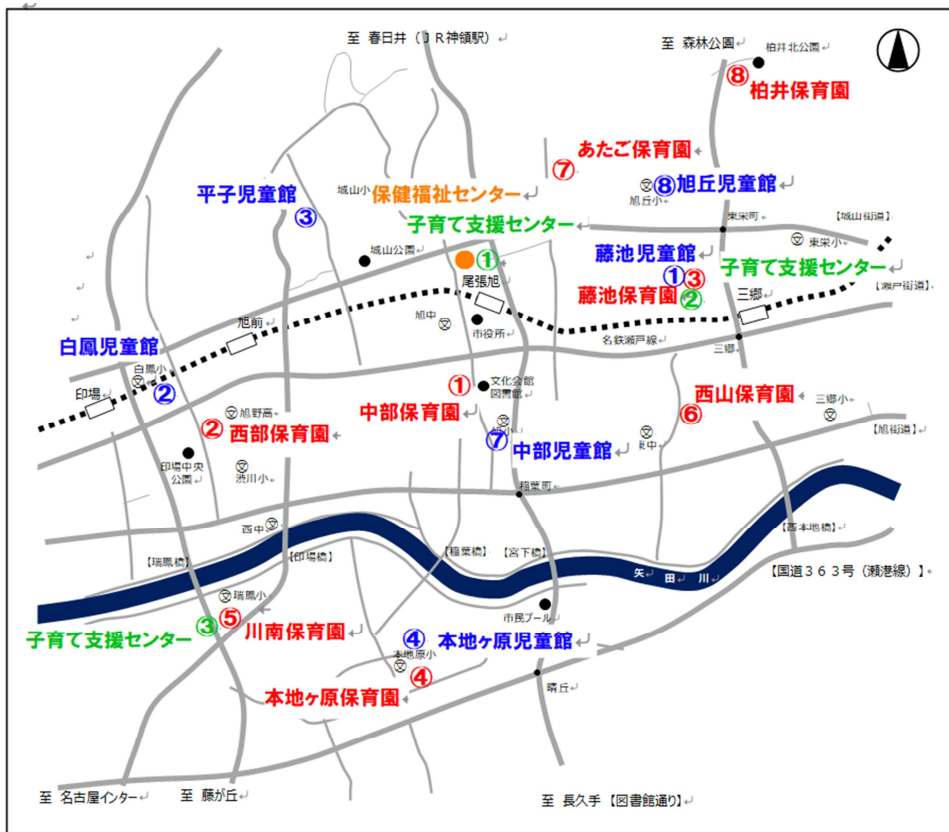
■広告の制作等

- ・ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ・ 申込時に広告及びチラシ（以下「広告等」という。）の原稿案を提出し、原稿内容の審査を受けてください。（広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。）
- ・ 市が定める最終締切までに原稿（広告等）をご提出いただけない場合には、広告等の掲出が遅れる場合または掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。
- ・ 広告等の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
- ・ 広告等の設置及び撤去は、市の立ち会いのもと、広告掲出希望者において行ってください。
- ・ 広告等の掲出期間中、広告等の毀損、汚損、滅失等が生じた場合は、広告掲出希望者において再度広告を作成し、掲出してください。なお、その場合の費用負担は広告掲出希望者とします。
- ・ 広告等の撤去に伴い、塗装の剥離等が生じた場合は、広告掲出希望者の費用負担で現状に復旧してください。なお、その場合の復旧範囲は市の指示に従ってください。
- ・ 広告内容に変更がある場合、変更の 1 週間前までに審査を受けてください。また、広告内容の変更は、1 か月に 1 回を超えない範囲で行うことができます。

■申込み

<p>申込方法</p>	<p>下記の書類を申込先へ直接又は郵送により提出してください。</p> <p>①尾張旭市広告掲出申込書 ②市税等納付状況確認同意書 ③広告案 ④証明書類（法人は法人登記記録の全部事項証明書。個人はマイナンバーが記載されていない住民票。）</p>
<p>事業者選定方法</p>	<p>先着順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日単位で締め切ります。同日に受けた申し込みは同順位として取扱います。同日内に空枠数を超過した場合は、市の抽選により決定します。 ・「同日」の扱いは、開庁時間とします。閉庁時間後に受領した申し込みは、翌開庁日の受付分と同順位とします。 ・郵送による申し込みは、申し込み書類が以下の申込先部署に到着した日を受付日として取扱います。
<p>募集開始日</p>	<p>令和8年6月25日（木）</p>
<p>申込期間</p>	<p>令和8年6月25日（木）以降随時 ※掲出希望開始月の前々月の20日までにお申込みください。</p>
<p>申込先</p>	<p>（担当課名） こども子育て部こども未来課 （所在地） 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 （TEL） 0561-76-8148 （メールアドレス） kodomomirai@city.owariasahi.lg.jp</p>
<p>留意点</p>	<p>※財産の使用許可を受けていただく必要はありません。 ※残部状況に応じて随時、担当より補充のご連絡をさせていただきます。</p>

■地図・募集対象施設の写真



■ 広告等告掲出場所の写真

現地を御確認いただく際は、こども未来課へ事前に御連絡ください。

【保育所】

利用対象者

0～5 歳児とその保護者

年間累積利用者数

園児：約 200,000 人

保護者：約 184,000 人

枠数

広告：8 枠 チラシ：8 枠程度



登園・降園時に保護者がカードをかざす機械付近★

【児童館】

利用対象者

18 歳未満のこどもとその保護者

年間累積利用者数

幼児：約 11,000 人

小中学生：約 27,000 人

保護者等：約 10,000 人

枠数

広告：12 枠 チラシ：12 枠程度



玄関横の展示スペース★



遊戯室内の展示スペース★

【子育て支援センター】

利用対象者

0～5 歳児とその保護者

年間累積利用者数

こども：約 8,000 人

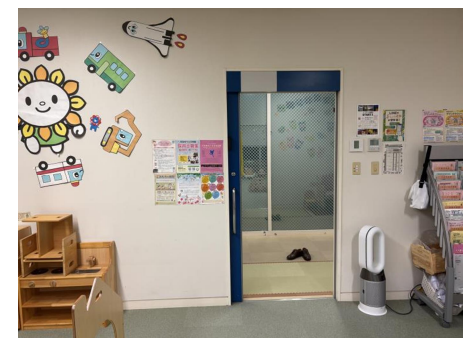
保護者：約 9,000 人

枠数

広告：6 枠 チラシ：3 枠程度



入口の壁面



サロン室内の壁面★

【保健福祉センター】

利用対象者

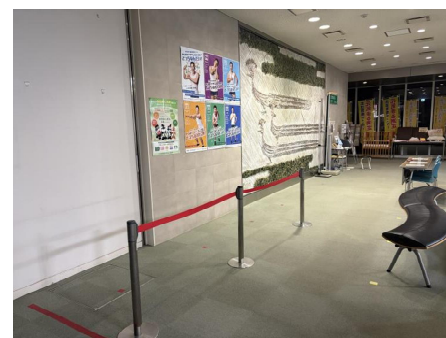
妊産婦、乳幼児とその保護者のほか、子育て相談や社会福祉協議会利用者

年間累積利用者数

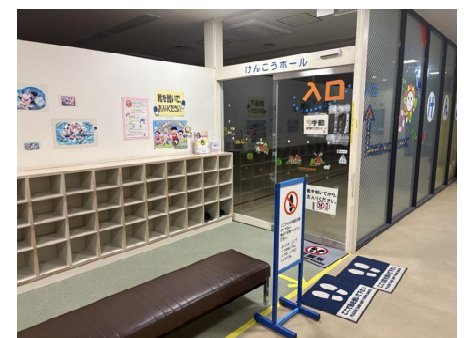
約 33,500 人

枠数

広告：2 枠 チラシ：2 枠程度



入口付近の壁面★



乳幼児健診実施場所の入口壁面★